

入札公告

一般競争入札を執行するので糸田町財務規則第87号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月9日

糸田町長 森 下 博 輝

記

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事業名 | — |
| (2) 件名 | 糸田小中学校冷水機購入 |
| (3) 内容 | 別紙内訳書、仕様書のとおり |
| (4) 納入期限 | 令和6年5月31日 まで |
| (5) 予定価格 | 1,440,000 円 (税抜き) |
| (6) 最低制限価 | 無し |
| (7) 納入場所 | 糸田小学校・中学校 |
| (8) 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者否かを問わず、消費税を含まない金額を記載すること。 |
| (9) 担当課 | 糸田町役場教務課
8 2 2 - 1 3 9 2 福岡県田川郡糸田町 1 9 7 5 番地 1
0 9 4 7 - 2 6 - 3 7 8 8 |

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5～7年度糸田町競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録があること。
※糸田町役場総務課にて随時受付可能
- (3) 当該備品について、納入など相当な実績があり、必要な材料を確実に入手することができ、迅速かつ適正なアフターサービス、保守管理体制が整備されていると認められるものであること。
- (4) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）で申請を行い、入札参加資格確認結果通知書の競争参加資格に「有」と通知をうけたもの。
- (5) 国税・地方税等の滞納のないものであること。

3 入札参加申請

- (1) 入札に参加を希望する者は、下記の提出書類を提出し、入札参加資格の審査を受けるものとする。様式については糸田町ホームページからダウンロードすること。ダウンロードできない者については、発注課にてデータの受渡しを可能とする。その際は、USBまたは、CD-ROMを持参すること。紙媒体でのコピーを必要とする場合は、A4サイズ1枚あたり10円で手渡しするものとする。
 - ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - ② 誓約書（糸田町暴力団排除条例）
 - ③ 同等品確認書（必要な場合に提出）
※同等品確認手順を参照
- (2) 提出方法 糸田町役場2階 教務課へ持参又は郵送すること。
- (3) 提出期限 令和6年4月9日（火）から 令和6年4月19日（金）まで
土曜日、日曜日、祝日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。
郵送の場合は、令和6年4月19日午後5時00分までに必着しなければならないものとし、必着した日時が証明できる郵送方法に限るものとする。
- (4) その他
 - ・ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ・ 提出書類は、糸田町において目的外使用することはないこととする。
 - ・ 提出種類については返却はしないこととする。

- ・ 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めないものとする。ただし、糸田町が指示した場合は除く。
- ・ 契約条項等を示す場所は、糸田町役場教務課とする。

4 競争入札参加資格確認通知書について

- (1) 入札参加資格の有無を競争入札参加資格確認通知書で令和6年4月22日（月）に郵送するものとする。また、郵送した旨を電話または電子メールで連絡するものとする。
- (2) 入札参加資格が無しと通知された者は、その決定に不服がある場合はその理由について説明を求められることができる。
- (3) (2)の説明を求める場合は、令和6年4月26日（金）までに書面（任意様式）を提出しなければならない。
- (4) 説明を求められた場合は、令和6年4月30日（火）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 現場説明会について

現場説明会は行わない。

6 質疑書の受付及び回答

(1) 質疑書の受付

- ・ 質疑については、質疑書（様式第2号）に業者名、質疑者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、質疑内容を必ず記入のうえメール又は、FAXで受け付けるものとする。
- ・ 質疑については、回答まで時間が必要なことから、質疑が発生した毎に質疑書の提出をするものとする。
- ・ 質疑の受付は、令和6年4月25日（木）午後1時00分までとする。土曜日、日曜日、祝日は除く、午前8時30分から午後5時00分までの間に提出するものとする。最終締め切りは上記を参照。
- ・ 質疑がない場合は、質疑がない旨の連絡を必ず行うものとする。連絡がない場合は質疑がないものとみなす。
- ・ 提出先は下記を参照とする。

担当課	糸田町役場教務課
FAX番号	0947-26-1651
メールアドレス	gakyou@town.itoda.lg.jp

(2) 質疑書に対する回答

- ・ 質疑書に対する回答は、糸田町ホームページで公表するものとする。 質疑が発生する毎にHPに公表するので必ず定期的に確認を行うものとする。

7 入札方法等

(1) 提出書類

- ・ 入札書、内訳書（額を記入）、委任状（代理人が入札する場合）を提出すること。（様式はホームページよりダウンロード可能）

(2) 入札会日時

令和6年5月1日（水） 午前 10時 00分

(3) 場所

福岡県田川郡糸田町1975番地1 糸田町役場住民センター2階 第 4 研修室

(4) 入札方法

- ・ 入札者は、入札受付時に競争入札参加資格確認通知書を提示し確認を受けること。
- ・ 入札会に出席する者とは1名とし、受付時に受付簿に記名と押印（認印）を行うこととする。
- ・ 受付時に内訳書、委任状（代理人が入札する場合）の提出を行うこと。封筒は必要ないものとする。
- ・ 入札書の提出は、入札会当日に投函の指示後、入札箱に投函すること。
- ・ 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人になることができない。
- ・ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札書は消費税及び地方消費税に係る課税事業者か否かを問わず消費税を含まない金額を記載すること。
- ・ 連絡が無く定刻に間に合わない場合は入札会に参加できない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 談合又は不正手段によって入札したとき。
- (2) 糸田町財務規則に違反し、又は町長の定める入札条件に違反して入札したとき。
- (3) 入札人又はその代理人が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札書に記名押印のないとき。
- (5) 入札書に誤字、脱字等があつて必要事項を確認することができないとき。
- (6) 入札書が予定価格を超えた金額のとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札をした入札書。

9 入札会の取りやめ

不正入札若しくはその疑いがあると認められるとき、又は、天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札を停止しすることができる。また、停止した場合は、日時等を変更した後、入札会を再開することができる。なお、これらの場合における損害は、入札執行者は負担しない。

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき価格の入札が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 糸田町財務規則第118条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額

12 その他

- (1) 入札参加希望者は、本公告の内容及び設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。
- (2) 追加説明等が発生した場合は、公告修正または、電子メール等で追加説明を行うものとする。